

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「浪江町公共下水道事業計画書作成業務委託 一般仕様書」第 1 章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書等によるものとする。

2. 業務の内容

本業務は、浪江町公共下水道事業の基本計画である、全体計画、及び、事業計画を対象に、東日本大震災以後の町の現状に合わせ、事業期間の延伸、計画諸元の見直し、面積の減少などの既存計画の変更作業を行う業務である。

○浪江町公共下水道事業 全体計画作成業務(単独:汚水・雨水)

(1)計画面積 A= 387.7ha※

※ 更に現況の下水道利用状況を踏まえ、計画区域についての検討を行う。

<汚水計画>

- ・震災後の土地利用の状況及び町内の復興事業の整備状況等を踏まえ、今後の汚水計画(計画区域、整備方針及び施設計画, 整備スケジュール, 管理方針)についての検討を行う。なお、整備計画の検討にあたっては、町民の帰還状況及び実施済みの整備事業を十分に理解した上で、今後の浪江町における効率的な整備のあり方を提案すること。
- ・施設計画については、現状の汚水量の状況を十分に把握し、既存の汚水施設(汚水処理場、中継ポンプ場等)計画のあり方についての検討を行う。施設計画のあり方については、関係機関協議を踏まえ決定するものとし、協議にあたっては、監督員が指示する協議に必要となる資料を作成すること。

<雨水計画>

- ・町民の帰還状況や町内における復興事業の整備状況等を踏まえ、今後の雨水整備計画(計画区域、整備方針及び施設計画, 整備スケジュール, 管理方針)についての検討を行う。なお、整備計画の検討にあたっては、既定計画及び実施済みの雨水整備事業を十分に理解した上で、今後の浪江町における効率的な雨水整備のあり方を提案すること。
- ・施設計画については、既存排水路の状況を十分に把握し、現計画における雨水ポンプ施設計画のあり方についての検討を行う。施設計画のあり方については、関係機関協議を踏まえ決定するものとし、協議にあたっては、監督員が指示する協議に必要となる資料を作成すること。

(2)測 量 なし

(3)作業項目 別紙による

○下水道法事業 事業計画作成業務(雨水)

(1)計画面積 A=387.7ha※※

※現況の下水道利用状況を踏まえ、計画区域についての検討を行う。

〈汚水計画〉

・全体計画における検討内容の反映，調整を図るとともに，過年度における基礎調査や測量結果等を十分に踏まえ，既存施設の能力を評価した上で，汚水排水区域の見直しも含めた効率的な施設計画を立案すること。

〈雨水計画〉

・全体計画における検討内容の反映，調整を図るとともに，既存水路断面調査等の結果等を十分に踏まえ，既存排水路の能力を評価した上で，雨水排水区域の見直しも含めた効率的な施設計画を立案すること。

(2)測 量 なし

(3)作業項目 別紙による

○都市計画決定図書作成

(1)(単独公共下水道)

(雨水計画)

面積 387.7ha※

- ・放流口の変更
- ・計画面積の増加

(2)作業項目

別紙による

(3)その他特記事項

計画の変更に対応した都市計画決定図書の作成を行う

○都市計画事業認可申請図書作成

(1)(単独公共下水道)

(雨水計画)

面積 387.7ha※

(2)作業項目

別紙による

(3)その他特記事項

計画の変更に対応した都市計画決定図書の作成を行う

○その他特記事項

- ア. 業務の実施にあたっては、浪江町公共下水道全体計画(平成 18 年度策定)、浪江町公共下水道事業計画変更認可図書(平成 28 年度認可)の他、本計画の上位計画である請戸川等流域下水道整備総合計画を参考にして、基本計画及び事業計画策定に必要な図書等を作成する。
- イ. 基本計画及び事業計画の見直しにあたっては、東日本大震災に伴う原発事故の影響により、震災以前と比べ大きく変化した同町公共下水道を含めた汚水処理の現状、並びに浪江町の復興計画(浪江町復興計画、浪江町まちづくり計画等)及び復興事業の状況を踏まえ、将来における問題点及び課題を整理した上で業務を進めることとし、問題点及び課題の解決策を含めた計画の策定を行うものとする。
- ウ. 下水道処理区域の設定にあたっては、各種汚水処理施設の有する特性や連携等を踏まえた経済比較を基本とし、効率的で適正な線引きを行う。なお、区域の設定には地域住民への説明の必要があるため、関連する情報に十分留意した検討を行うものとする。
- エ. 東日本大震災に伴う原発事故の影響による居住人口の減少を考慮した場合、計画汚水量は減少することが予想されることから、今後の既存施設のあり方の検討を行うと共に、実施可能な改築更新方法に留意した施設計画策定に努めるものとする。
- オ. 関係機関等と協議が必要となった場合、受託者が協議資料等を作成するものとする。
- カ. この項目に定めのない事項については、発注者の指示に従うものとする。
- キ. 受託者は、業務完了後においても、本業務に関連しての再検討や修正等が必要となった場合には、発注者に協力するものとする。